

処 分 基 準

年 月 日作成

法 令 名 : 質屋営業法
根 拠 条 項 : 第 2 5 条 第 1 項
処 分 の 概 要 : 質屋の許可の取消し、質屋営業の停止命令
原権者 (委任先) : 都道府県公安委員会 (方面公安委員会)
法 令 の 定 め : 質屋営業法第 3 条 (許可の基準)
処 分 基 準 : 別紙「質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問 い 合 わ せ 先 :
備 考 :